

**令和6年度久留米市教育情報通信ネットワーク及び端末に係る運用保守業務委託
公募型プロポーザル実施要項**

1. 目的

本要項は、「令和6年度久留米市教育情報通信ネットワーク及び端末に係る運用保守業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和6年度久留米市教育情報通信ネットワーク及び端末に係る運用保守業務委託

(2) 業務内容

「令和6年度久留米市教育情報通信ネットワーク及び端末に係る運用保守業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

令和6年9月1日から令和7年8月31日まで

(4) 業務場所

久留米市立学校 64 校（小学校 44 校・中学校 17 校・特別支援学校 1 校・高等学校 2 校）及び久留米市教育センター

ただし、令和7年4月1日から小学校1校が統合されるため、業務場所が63校となる。

3. 提案上限額

提案額の上限は、59,460,000 円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. スケジュール

令和6年	内容
7月19日（金）	公示日
7月19日（金）～7月30日（火）	質問書の提出期間
8月1日（木）	質問書への回答期限
7月19日（金）～8月9日（金）	参加申込書等の提出期間
8月13日（火）	参加資格審査の結果通知期限
7月19日（金）～8月19日（月）	提案書の提出期間
8月21日（水）【予定】	プレゼンテーション
8月22日（木）【予定】	第2回審査委員会
8月23日（金）【予定】	審査結果通知
8月29日（木）【予定】	契約締結

6. 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 共通要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- ② 市から指名停止措置を受けていないこと
- ③ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること
- ④ 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること
 - ・ 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - ・ 久留米市以外の福岡県内 県税
- ⑤ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

(2) 個別要件

- ①福岡県内に本社（本店）又は支店・営業所等を有していること。
- ②久留米市競争入札有資格者名簿に「電気通信工事」又は久留米市物品供給業者有資格者名簿に「OA・OA機器」又は「事務用品・什器・事務機器・什器」で登録があること。
 - ・【電気通信工事】で登録がある場合
平成28年度以降に官公庁又は一般企業等において、利用者数1,000名以上もしくは50台以上のアクセスポイントから構成される業務用無線LAN環境構築等の業務を受託し、完遂した実績を有すること。
 - ・【OA・OA機器】又は【事務用品・什器・事務機器・什器】で登録がある場合
平成31年度(令和元年度)以降に1契約につき250台以上のパソコン端末納入業務を受託し、完遂した実績を有すること。

(3) 参加資格の喪失

プロポーザルに参加申請をした者で、候補者決定までの間に、（1）及び（2）に定める参加資格要件を満たさなくなった場合には、参加資格を失うものとする。

7. 関係資料等

実施要項、仕様書等の資料の提供については、次のとおりとする。

(1) 提供場所

久留米市ホームページよりダウンロード

(2) 提供開始

令和6年7月19日（金）から

8. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、メール件名を次のとおり記載した電子メールに「質問書」（様式第1号）を添付して、「16. 問い合わせ先」宛に送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

《件名記載例》

久留米市教育NW端末運用保守プロポ／【会社名】質問書

(2) 期限

令和6年7月30日（火）午後2時までに必着

(3) 回答方法

令和6年8月1日（木）までに、「質問書」（様式第1号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、質問の回答は本要項の追加または修正とみなす。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。

提出書類		部数
① 参加申込書等の提出書類		
ア	参加申込書（様式第2号）	1部
イ	会社概要書（様式第3号）	1部
ウ	参加資格調書（様式第4号）	1部
エ	業務実績調書（様式第5号-1～第5号-4）（*1）	各1部
オ	直近の3か年度の決算関係書類（貸借対照表および損益計算書）	1部
② 提案書等の提出書類		
ア	企画提案書	14部 （正本1部・ 副本13部）
イ	価格提案書（様式第6号）	1部
ウ	価格提案書の内訳書（様式第7号）	1部
エ	業務実施体制図（任意様式）（*2）	1部

*1 業務実績調書

様式第5号-1…参加資格要件該当確認のための実績調書

様式第5号-2～4…企画提案の審査のための実績調書

*2 業務実施体制図

本業務を遂行するための体制図に、責任者やメンバーの人数、それぞれの職務経験年数や保有資格等の情報を記載すること。

(2) 提出期限

① 参加申込書等の提出書類

令和6年8月9日（金）午後2時まで（土日祝日を除く。）

② 提案書等の提出書類

令和6年8月19日（月）午後2時まで（土日祝日を除く。）

(3) 提出方法

① 参加申込書等の提出書類

電話にて事務局へ連絡し、持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便）にて提出すること。なお、郵送の場合は、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付け、郵便事故等については市はその責めを負わない。

② 提案書等の提出書類

電話にて事務局へ連絡し、手渡しにて提出すること。手渡しに際し、会社名、所属、

氏名等が分かるものを持参すること。

(4) 提出先

「16. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

(5) 注意事項

- ア 提案書について、代表者印を押印した正本印刷物を1部、副本印刷物を14部、記録媒体（CD-RまたはDVD-R）の正本1部、副本1部を提出すること。なお、記録媒体の電子データは、第9号はExcel形式、その他はPDFとする。
- イ 副本については、ロゴマークの使用を含めて、企業名が分かる記述は避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式においては企業名を明らかにすること。
- ウ 提案書は、全てA4判縦、長辺綴じ（左綴じ）として製本すること。ただし、図表等については、A4判横又はA3判（A4判2ページとみなす）も可とする。
- エ 本文は明朝体・ゴシック体を使用し、横書き、原則12ポイントとすること。
- オ 提案書の表紙には、宛名「久留米市長」、タイトル「令和6年度 久留米市教育情報通信ネットワーク及び端末に係る運用保守業務委託」、提出年月日、提案事業者名を記載すること。なお、正本は必ず社印を押印すること。
- カ 提案書は、表紙、目次を除き図表含め両面30枚以内とする。

10. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) 評価項目

分類	評価項目		
非価格点（企画提案）	1.基本事項		
	1-1.	事業の考え方	
	2.体制・工程		
	2-1.	全体体制図	
	2-2.	工程	
	3.仕様業務の実施		
	3-1.	ヘルプデスク	実施体制、提供内容、業務実績
	3-2.	ネットワークの運用保守	実施体制、提供内容、業務実績
	3-3.	端末の運用保守	実施体制、提供内容、業務実績
	3-4	ソフトウェア、モバイル Wi-Fi ルータ管理等	実施体制、提供内容
	4.その他		
4-1.	追加提案		
価格点	5.価格		
	5-1.	価格提案	
合計（非価格点＋価格点）			

(2) プレゼンテーション実施日

令和6年8月21日（水）（予定）

(3) 実施時間・場所

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(4) 参加人数

3人以内

(5) 留意事項

ア スクリーンは、本市が準備する。ただし、パソコン、プロジェクターは各提案者が準備すること。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

1 1. 候補者の選考方法

(1) 失格者を除いた上で、最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。また、総合点が2番目に高い者を次点の候補者とする。なお、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。

(2) 最高点の者が複数の場合は、非価格点が高い者を契約相手方の候補者として選定する。

(3) 提案者が1者であった場合においても本プロポーザルは有効とする。

1 2. 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。

(2) 通知時期

令和6年8月23日（金）（予定）

(3) その他

審査結果に係る問合せ等は、一切受け付けない。

1 3. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合

ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

カ 価格提案書の金額が「3. 提案上限額」を超過した場合

キ 評価項目に定める「非価格点」の合計が50%以下の場合

1 4. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

15. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「16. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1者につき1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

16. 問い合わせ先

〒830-0051 久留米市南一丁目8番1号（久留米市教育センター内）
久留米市教育委員会 教育部 教育ICT推進課（担当：荒巻・牛島）
電話 0942-36-9770 ファクシミリ 0942-35-9930
電子メールアドレス kyou-ict@city.kurume.lg.jp